

令和2年5月29日  
午後6時30分

## 美篤公民館運営審議会

### 開 会

公民館長あいさつ  
委嘱書交付  
自己紹介

### 協議事項

#### (1) 正副会長の選出について

会 長 吉田 功 (末広区長)  
副会長 遠山 豊 (育成会長)  
監 事 公民館主事

◇全委員の推薦により決定する。

#### (2) 令和2年度美篤公民館事業計画及び予算について

##### ①令和2年度美篤公民館事業計画及び予算について

◇原案のとおり、承認される。

##### ①事業実施の検討について

- ・美篤地区親睦ゴルフ大会 8月22日(土)
- ・美篤地区区民運動会 9月6日(日)
- ・美篤地区成人式 1月9日(土)～11日(月)のいずれかで開催

### 【美篤地区親睦ゴルフ大会及び美篤地区区民運動会について】

◇新型コロナウイルスの感染状況も考慮いただきながら、親睦ゴルフ大会及び区民運動会の実施についてご審議いただきたい。また、分館長会の中で、人集めに苦勞している等、運動会について見直しをしてほしいといった話が出ている。次の議題でも触れるが、今後の運動会のあり方についてもご審議をお願いしたい。(事務局)

- ◇小学校の行事はどのような予定になっているか、確認したい。（遠山副会長）
  
- ◇1学期のPTA行事は行わない。また、運動会は縮小し半日の開催とし、宿泊が伴う行事（修学旅行、臨海学習）は延期となっている。また、夏休みは日数を減らして8月1日～8月18日としている。（大日野委員）
  
- ◇親睦ゴルフ大会の概要を知りたい。（黒河内浩委員）
  
- ◇今年度開催をすれば第6回目となり、例年約100名が参加する。伊那エースゴルフカントリークラブで、3～4名1組でコースを回り、その後きらめき館講堂で表彰式と懇親会を行う事業。（事務局）
  
- ◇運動会は、屋外であるが密集は避けられない。新型コロナウイルス感染拡大が心配されるため、中止として、来年度以降について検討していくのはどうか。また、運動会を中止にするのであれば、親睦ゴルフ大会も中止にした方がいいと思う。（伊藤委員）
  
- ◇3～4月に分館長会を2回開催し、区民運動会について議論になった。区民運動会の賛否についてアンケートをとった地区もあり、人を集めるのに苦労している地区もある。今年度、この審議会で見直しについて話を進めていければありがたい。（小田切委員）
  
- ◇9月の伊那祭りも中止になったため、区民運動会も中止の方向で良いと思う。（山岸委員）
  
- ◇多くの委員が、運動会及び親睦ゴルフ大会について、中止ということで意見表明をいただいた。新型コロナウイルス感染拡大を防止する観点から、両事業とも中止の方向としたい。（吉田会長）

### 【成人式について】

◇今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、伊那市全体で成人式の開催を例年の8月15日から1月9日（土）～11日（月）のいずれかの日で行うことが決まっている。実際にどの日に行うかは、今後、生涯学習課と調整していくことになる。現時点で美篤地区としての実施に望ましい日についてご意見を伺いたい。（事務局）

◇県外から帰省して出席する新成人も多い。9日（土）～11日（月）の3日間の中では、中日である10日（日）が望ましい。分館の行事に重なる可能性はあるか。（遠山副会長）

◇1月10日（日）に分館としての行事は特に入っていない。（小田切委員）

◇今年度の延期にかかわらず、成人式は1月開催が望ましい。女性からは、振袖を着たいという意見も聞かれる。（黒河内浩委員）

### ③事業の中止報告について

・おいで塾中止 7月27日（月）～29日（水）

◇昨年度は応募したけれど、定員オーバーで参加できなかった子がいると聞いている。そういった子や今年度も参加できない子が出てくる。来年度、募集する人を増やすなどして、配慮できないか。（遠山副会長）

◇バスの手配やスタッフ体制の都合もあるため、例年以上の拡充は難しいと思われるが、来年度検討したい。（事務局）

### ④今後の美篤地区区民運動会の開催について

◇分館長会の中で、美篤地区区民運動会の見直しを求める意見が多く出ている。事務局としては、今後の美篤地区区民運動会の開催方法等について、ワークショップを開催するなどして、今年度検討していきたいと考えている。委員の皆さんの意見を伺いたい。（事務局）

◇以前から区民運動会のあり方については議論があり、以前の館長から美篤地区の公民館活動は、運動会と文化祭の2つの柱で継続していきたいとの話があった。運動会をやめるのは簡単であるが、再開は難しい。運動会をやめた場合に、もう一つの柱を検討しなければいけなくなる。ワークショップというよりも、分館長会やスポーツ相談員会、といったそれぞれのグループで意見を出し合うのはどうか。（遠山副会長）

◇2年から3年かけて議論すべき性質のものである。長年議論しているが、運動会当日になると参加者はみんな生き生きとしているから大切にしたいと思う一方で、区の役員が人集めに苦勞されているのもよく分かる。運動会単一で議論するのではなく、広い視点で公民館事業をどうしていくかという中で、運動会や文化祭についてワークショップで議論するのもいいのかもしれない。（黒河内浩委員）

◇分館長会の中では、区民目線で考えると、半ば強制的な側面もあり楽しめないという意見もあった。今のところ、運動会に替わるものについて代替案は出てきていない。（小田切委員）

◇個人的には、子供の頃から区民運動会への参加はとても楽しみであった。これからも続けてほしいと思うが、分館長が苦勞されているという話も、ワークショップで直接聞いてみたい。（中山委員）

◇地域づくりの視点から考えると運動会のような交流の機会は重要。無くすことについては、見直しや代替案を含め慎重に考えたい。（大日野委員）

◇皆さんから多くの意見をいただくことができた。今年度、ワークショップの開催も含めて広い視点で公民館事業を検討する機会を設けていければと思う。（吉田会長）

### 3 その他

- ・各種書類の提出について

## 美篤公民館運営審議会 会則

(名称)

第1条 この会は美篤公民館運営審議会と称する。

(組織)

第2条 この会は社会教育法第30条及び伊那市公民館条例第4条2項に則り伊那市教育委員会から委嘱された者により構成される。

(事務所)

第3条 この会の事務局は伊那市美篤公民館内に置く。

(目的)

第4条 社会教育法第29条2項に則り館長の諮問に応じ、公民館における各種事業の企画実施につき調査審議するものとする。

(委員の定数及び任期)

第5条 委員の定数は市条例により15名以内とし、任期は1年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 この会に次の役員を置く。

会長 1名

副会長 1名

監事 1名 美篤公民館主事とする。

(役員を選任)

第7条 役員を選任は委員の互選とする。

(役員職務)

第8条 会長は会務を総理し、会を代表する。

2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

(会議)

第9条 定例の会議は年度初めと年度末に行い、必要に応じ会長が招集するものとする。

(会則の改正)

第10条 会則の改正は委員出席者の過半数の賛成を得て行うものとする。

附則

この会則は平成26年2月3日から施行する。

○伊那市公民館条例

平成 18 年 3 月 31 日

条例第 178 号

(設置)

第 1 条 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号。以下「法」という。)第 21 条及び地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条第 1 項の規定により、公民館を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 公民館の名称及び位置は、[別表第 1](#)のとおりとする。

2 [前項](#)に定めるもののほか、各公民館に分館を設置することができる。

(職員)

第 3 条 公民館に館長及び主事を置き、その他必要な職員を置くことができる。

2 館長の任期は、2 年とする。ただし、再任されることができる。

(公民館運営審議会)

第 4 条 法第 29 条の規定により、各公民館に、公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から伊那市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

3 委員の定数は、15 人以内とする。

4 委員の任期は、1 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 公民館運営審議会の仕組みと動き

### 社会教育法より抜粋

第 28 条 市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、教育長の推薦により当該市町村の教育委員会が任命する。

第 29 条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第 30 条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験者のあるものの中から、市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の定数、任期その他必要な事項は市町村の条例で定める。

### 伊那市公民館条例より抜粋

第 4 条 法第 29 条の規定により、各公民館に運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行うもの並びに学識経験者のあるものの中から教育委員会が委嘱する。

3 審議会の委員の定数は、15 人以内とする。

4 委員の任期は 1 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 令和 2 年度美篤公民館事業計画

### 1. 基本方針

美篤公民館は愛称“美篤きらめき館”として開館して今年で 11 年が経ち 12 年目を迎えます。旧公民館時代から来館者数は大幅に増え公民館活動が活発に行われています。

時代とともに変わる人々の意識や複雑な社会環境の中で、即応した知識や技術を習得することに迫られています。そこで美篤区民が暮らしに関わる共通の問題（生活課題）、地域全体で考えていかななくてはならない問題（地域課題）、区民が持っている自己実現に向けての学習要求（要求課題）を的確に把握することが必要であります。

これらの課題を具体的にとらえるには公民館利用者の声、学級・講座の参加者や学習活動を実践している住民の声を聞いて共に考え、共に企画し、実践していくことが大切なことと考えられます。

美篤公民館は、地域に密着した生涯学習の場として、諸団体や関係機関と連携を取りな

がら区民との協働をおこない、教養・文化の向上、スポーツ振興、健康増進などの公民館事業をとおして、暮らしの質を高め安心して暮らせる中で、心豊かな人間性のある地域づくりの拠点を目指します。

## 2. 諸会議

- (1) 公民館運営審議会(年2～3回予定)
- (2) 分館長会(月1回)
- (3) 分館長・主事会議(年1～2回)
- (4) クラブ代表者会(年2回)
- (5) スポーツ相談員会(月1回)
- (6) 社会体育施設運営委員会

## 3. 学級及び講座

- (1) 女性教室 (健康、家庭、人権などの社会問題について)
- (2) 家庭教育学級 (子育て広場や乳幼児とその親対象にするネットワークづくり、読み聞かせ等)
- (3) 成人講座 (健康、生きがい、歴史、趣味などを生かした学習)
- (4) 高齢者学級 (高齢者の社会参画、童謡唱歌、教室等)
- (4) 青少年学習 (青少年の地域学習・親子青空教室・おいで塾等)
- (5) ふれあいスポーツ教室 (スポーツ推進委員会、スポーツ相談員会との共催事業)

## 4. 体育文化事業

- (1) 場広山ハイキング 5月31日(日) 中止
- (2) 美篤地区親睦ゴルフ大会 8月22日(土)
- (3) 区民運動会 9月6日(日)
- (4) 市民駅伝参加 10月11日(日)
- (5) 地区文化祭 11月7日(土)、8日(日)
- (6) 美篤地区成人式 1月9日(土)～11日(月)のいずれかで開催予定  
例年、8月15日開催

## 5. 分館活動

分館活動は活力ある地域づくりを推進するための基本であり、自主的な文化・体育活動を推進するために、密接な連携を保ちながらこれを支援していきます。

## 6. その他

- (1) 公民館だよりの発行。
- (2) 各種グループ・サークルの育成・再編と住民要望にそった学習団体の組織化。
- (3) 社会教育団体、地域事業所等と積極的に交流し、各種事業の交流を図ります。

令和2年度 公民館運営審議会委員名簿

	氏名	役職		5/29
1	大日野 剛	美篤小学校校長	美篤公民館運営審議会委員	出
2	黒河内 浩	市議会議員	美篤公民館運営審議会委員	出
3	黒河内 あけみ	社会教育委員	美篤公民館運営審議会委員	出
4	吉田 功	区長会(末広区長)	美篤公民館運営審議会委員 (会長)	出
5	小田切 守	分館長会長	美篤公民館運営審議会委員	出
6	山岸 眞由美	JA上伊那理事	美篤公民館運営審議会委員	出
7	中山 公良	美篤小学校PTA会長	美篤公民館運営審議会委員	出
8	遠山 豊	美篤青少年育成会長	美篤公民館運営審議会委員 (副会長)	出
9	伊藤 保人	スポーツ相談員会会長	美篤公民館運営審議会委員	出